

Tenant Care
テナントケア
(テナント総合保険)

保険ハンドブック

CHUBB®

テナントでのビジネスをとりまく
さまざまな災害に備えて
充実の3つのプランをセット。

- テナント火災
- テナント借家人賠償責任保険
- テナント施設賠償責任保険

Index

I. 商品のご案内	2
II. 重要事項説明書 契約概要	8
III. 重要事項説明書 注意喚起情報	13
IV. 普通保険約款・特約	17

もしも事故にあわれたら…
ただちに、ご連絡ください。

テナントケア事故受付サービス・ダイヤル
0120-715-015

事故対応時間：平日 9:00 ~ 17:00

※上記時間帯以外、土日・祝日・年末年始は
事故報告の受付のみ行っています。

移転に伴う保険解約のご連絡
保険に関してのご相談・ご要望

0120-103-083 (サービス・ダイヤル)

受付時間：平日 9:00 ~ 17:00

※土日・祝日・年末年始を除きます。

引受保険会社

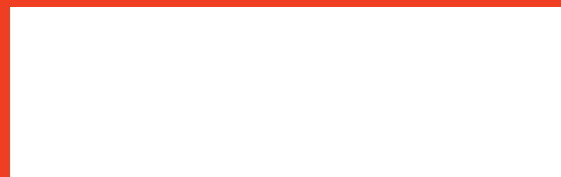
Chubb 少額短期保険株式会社

〒141-0001 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山 <https://www.chubb.com/chintai-jp/>

Chubb. Insured.™

代理店



2023 年 4 月版

SY102-2304

テナントケア（テナント総合保険）は、
 テナント火災保険、テナント借家人賠償責任保険および
 テナント施設賠償責任保険の3つの補償を1つにまとめた
 総合型の火災保険です。

ビジネス上のさまざまなリスクをトータルケア。
 充実のセットプランをご提供いたします。

I. 商品のご案内

1. テナント火災保険

借用物件に火災・爆発・盗難などの事故が生じ、借用物件に収容され業務用として所有、使用または管理する「商品および什器等（注）」に損害が生じた場合、損害保険金に加え、下記の各種保険をお支払いします。

（注）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品

(1) 損害保険金

以下の事故により、業務用として所有、使用または管理する商品および什器等に損害が被ったときに損害保険金をお支払いします。

① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊
⑤ 給排水設備の事故による水ぬれ	⑥ 騒じょう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	⑦ 商品および什器等、業務用の通貨の盗難	保険の対象となるもの 保険契約証記載の借用物件（構内）に収容されている商品および什器等

(2) その他の各種保険金

修理費用保険金	失火見舞い費用保険金
①～⑦の事故により、被保険者の借用する物件が損害を受け、被保険者が貸主との契約に基づき自己の費用で修理した場合、「修理費用保険金」をお支払いします。ただし下記（注1、注2）に掲げる修理費用は除きます。 （注1）柱、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部（壁、床を除く） （注2）玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用物件入居者の共同の利用に供されるもの	①または③により第三者の所有物を滅失、き損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）させた場合、被災世帯の数×1被災世帯あたり20万円を「失火見舞い費用保険金」としてお支払いします。（1事故につき保険金額、もしくは保険価額のいずれか低い額の20%限度）
臨時費用保険金	残存物取片付け費用保険金
①～⑥の事故により、損害保険金が支払われる場合で、損害保険金の10%に相当する額を「臨時費用保険金」としてお支払いします。（1事故、1構内につき20万円限度）	①～⑥の事故により、損害保険金が支払われる場合で、残存物の取り片付けのために必要な費用に対して、損害保険金の10%を限度として「残存物取片付け費用保険金」をお支払いします。

(3) 損害保険金のお支払いは…

保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常購入費用から損害発生の時までの、耐用年数に対する経過年数によって生じる価格の減少を控除して算出します。）を基準に、算出した損害額をお支払いします。

（注1）保険金額（ご契約金額）がお支払いの限度となります。

（注2）貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、明記しなくても自動的に保険の対象に含まれます。ただし、1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。

2. テナント借家人賠償責任保険

借用物件を火災などで損壊した場合の大家さんへの賠償責任を補償します。

被保険者の借用する物件が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。

火災を起こし、大家さんに
賠償しなければならなくなった。

3. テナント施設賠償責任保険

業務遂行での事故により第三者への賠償責任を補償します。

日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かったりした財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。

業務遂行により水があふれて
階下の入居者の財物を水浸しにした。

(1) 保険料表

この保険の1回の事故による保険金の合計額は、下記表の①テナント火災保険、②テナント借家人賠償責任保険および③テナント施設賠償責任保険の合計で、1,000万円が限度となります。また、火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合は、賠償責任保険を優先してお支払いします。

		200万コース	400万コース
保険料	1年	13,500円	14,600円
	2年	27,000円	29,200円
お支払いする保険金		保険金額（支払限度額）	
① テナント火災保険※1	a. 損害保険金※2	火災	200万円限度
		落雷	400万円限度
		破裂・爆発	商品および什器等
		建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	商品および什器等
		給排水設備の事故による水ぬれ	商品および什器等
	b. 費用保険金※2	騒じょう・労働争議による暴行・破壊	1事故、1構内につき100万円限度（注）商品は50万円限度
		商品および什器等の盗難	1事故、1構内につき30万円限度
		業務用通貨の盗難	1事故につき100万円限度
		臨時費用	損害保険金の10%（1事故、1構内につき20万円限度）
		失火見舞費用	実費（損害保険金の10%限度）
②テナント借家人賠償責任保険※1		1,000万円限度	
③テナント施設賠償責任保険※1		1,000万円限度	

保険契約が可能な借用物件の用途および広さ※3

用途	広さ
事務所、小売業	200m ² 以下

(2) 保険契約ができない主な業種

店舗併用住宅、保育園、託児所、学童保育（未就学児童が含まれる場合は不可、含まれない場合のみ可）、図書館、博物館、宗教施設、福祉・介護施設、理・工学研究所、化学研究所、入れ墨（タトゥー、刺青）・ピアス等・身体に施術する店舗、大規模なエステティックサロン【ただし施術を伴わない小規模なものは可《例：ネイルサロン、フェイシャルエステ、ヒーリングサロン、エクステンション（まつげ等）サロン》】、コインランドリー、製造業（工場、作業所）、ホテル、旅館、建築作業員宿舎、ペットホテル【宿泊を伴わないペットトリミングは契約可】、性風俗関連業、麻雀店、パチンコ店等、ゲームセンター、映画館、ビデオシアター、スポーツ施設（スポーツ教室・各種道場は事前に当会社・代理店にお問合せください）、駐車場、駐輪場、ガソリンスタンド、L.P.ガススタンド、塗装販売業（看板書き業を含む）【塗料を取扱う建材店等は契約可】、火気類専門販売業、自動車・自動二輪車・自転車販売業、料理飲食店【飲食のための客席がない場合で、簡易製造による販売は契約可】、カラオケボックス、倉庫（人が常時出入りするものは可）（注）上記に記載されている業種以外でもご契約ができない業種がございます。詳しくは、代理店または当会社までお問合せください。

※1 ①から③の支払保険金の合計額は1回の事故につき1,000万円を限度とします。（火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。）※2 aとbの支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約証記載の保険金額を限度とします。ただし、貴金属、美術品等は、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときには、その損害額を30万円とします。※3 住居と併用の小売店舗物件に対しては契約ができません。

(3) テナントケア(テナント総合保険)概要

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金	
a. テナント火災保険※1	イ 損害保険金※2 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑤給排水設備の事故による水ぬれ ⑥騒じょう・労働争議による暴行・破壊 ⑦盗難	保険期間中に生じた左記の事故により保険の対象（借用物件（注1）に収容され、被保険者が業務用として所有、使用または管理する商品および什器等（注2）に損害が生じたとき （注1）借用物件とは、保険契約証記載の被保険者の借用する建物または戸室をいいます。 （注2）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品	
		商品および什器等の盗難	
		業務用通貨の盗難	
	ロ、費用保険金※2	⑧修理費用保険金	上記の①～⑦の事故により借用物件に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づいて自己の費用で修理したとき
		⑨臨時費用保険金	上記の①～⑥の事故により、損害保険金が支払われるとき
⑩残存物取片付け費用保険金		上記の①～⑥の事故により、損害保険金が支払われるとき	
⑪失火見舞費用保険金		上記の①、③により、第三者の所有物を滅失、き損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）されたとき	
b. テナント借家人賠償責任保険※1	被保険者の借用する物件が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき	損害賠償額（1事故につき1,000万円限度、また提訴、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）	
c. テナント施設賠償責任保険※1	日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ※他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。	損害賠償額（1事故につき1,000万円限度、また提訴、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）	

※1 a、b、cの支払保険金の合計額は1回の事故につき1,000万円を限度とします。（火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。）※2 ①～⑪の支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約証記載の保険金額を限度とします。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約証記載の保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- 万引き等によって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 契約者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害
- 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 電気的事故による炭化または熔融の損害
- 発酵または自然発熱の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 被保険者と借用物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任
- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 人または動物に対する診療、治療、看護、疫病の予防もしくは死体検案に起因する損害賠償責任
- 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売、鑑定、授与または授与の指示、および化粧または美容、理容に起因する損害賠償責任
- あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の業務に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任

- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 水の汚染による他人の財物の滅失、き損または汚損に対する賠償責任
上記に関しては保険金をお支払いできない主な場合です。その他保険金をお支払いできないものについては必ず約款にてご確認ください。

(5) ご契約の対象とならない主な物

- 船舶・航空機・自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 動物および植物等の生物
- 看板（借用物件の内外に常設された看板、移動式の看板等をいいます。）

(6) ご契約にあたっての注意事項

- この保険は、住居と併用の小売店舗物件に対しては契約できません。
- この保険は、事業者向け商品のため、1保険契約者につき、1契約のみ契約が可能です。（複数契約はできません。）

(7) 賠償事故の場合

被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、事前にご相談ください。当社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

II. 重要事項説明書 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

テナントケアは、3つの補償（テナント火災保険とテナント借家人賠償責任保険およびテナント施設賠償責任保険）を1つにまとめた、総合型の火災保険です。

テナント総合保険のテナント火災保険は、保険申込書に記載した借用物件に収容されている「被保険者の商品および什器等」を保険の対象として、火災をはじめとする下記に掲げる偶然な事故により、保険の対象が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

<p>1回の事故で最大 1,000万円の補償</p> <p>万一事故が起こった場合には、右の表に記載された、それぞれの保険金額（支払限度額）を限度として保険金をお支払いします。</p>	お支払いする保険金		保険金額（支払限度額）
	<p>① テナント火災保険※¹</p> <p>a. 損害保険金※²</p>	火災	保険契約証記載の火災保険金額
		落雷	
		破裂・爆発	
		建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	
		給排水設備の事故による水ぬれ	
		騒じょう・労働争議による暴行・破壊	
		商品および什器等の盗難	
	業務用通貨の盗難	1事故、1構内につき30万円限度	
	<p>b. 費用保険金※²</p>	修理費用	1事故につき100万円限度
臨時費用		損害保険金の10%（1事故、1構内につき20万円限度）	
残存物取片付け費用		実費（損害保険金の10%限度）	
②テナント借家人賠償責任保険※ ²		1,000万円限度	
③テナント施設賠償責任保険※ ²		1,000万円限度	

※1 ①から③の支払保険金の合計額は1回の事故につき1,000万円を限度とします。（火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。）※2 aとbの支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約証記載の保険金額を限度とします。

テナント借家人賠償責任保険は、被保険者が、失火等により借用物件を損壊し、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

テナント施設賠償責任保険は、日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。

（注） 保険の対象（ご契約の対象）とならないものは、普通保険約款でご確認ください。

2. テナント総合保険の補償内容

1回の事故による保険金の合計額は、下記表の①テナント火災保険、②テナント借家人賠償責任保険および③テナント施設賠償責任保険の合計で、1,000万円が限度となります。また、火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合は、賠償責任保険を優先してお支払いします。

(1) 補償内容
補償ごとの保険金の限度額と補償全体の保険金の限度額について、十分にご確認いただきますようお願い致します。

保険金お支払いの例	ケース1	ケース2
<p>前提条件</p> <p>什器・備品 200万円コースにご契約の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> テナント火災損害額 テナント借家人賠償責任損害額 テナント施設賠償責任損害額 お支払い対象外の損害額 	<p>損害額： テナント火災保険 200万円</p> <p>損害合計額 200万円</p> <p>お支払いの額 200万円</p>	<p>損害額： テナント火災保険 200万円 テナント借家人賠償責任保険 600万円</p> <p>損害合計額 800万円</p> <p>お支払いの額 800万円</p>
<p>ケース3</p> <p>損害額： テナント火災保険 200万円 テナント借家人賠償責任保険 900万円 ※賠償責任保険を優先して保険金をお支払いします。 テナント火災保険の100万円分はお支払い対象外</p> <p>損害合計額 1,100万円</p> <p>お支払いの額 1,000万円</p>	<p>ケース4</p> <p>損害額： テナント火災保険 50万円 テナント借家人賠償責任保険 700万円 テナント施設賠償責任保険 200万円</p> <p>損害合計額 950万円</p> <p>お支払いの額 950万円</p>	<p>ケース5</p> <p>損害額： テナント施設賠償責任保険 1,200万円</p> <p>テナント施設賠償責任保険の200万円分はお支払い対象外</p> <p>損害合計額 1,200万円</p> <p>お支払いの額 1,000万円</p>

（注）【ケース3】と【ケース5】の場合、損害合計額が全体の支払限度額1,000万円を超えますので、お支払額は1,000万円になります。

- (2) 保険期間
この保険の保険期間は、1年または2年間となります。
- (3) テナント火災保険
- ① 主な支払事由（損害保険金をお支払いする場合）
保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。詳細は普通保険約款でご確認ください。
火災／落雷／破裂・爆発／建物外部からの物体の衝突／給排水設備に生じた事故に伴う漏水による水ぬれ／騒じょう・労働争議に伴う暴力行為／商品および什器等の盗難／業務用通貨の盗難
また、上記の保険金とは別に、被災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。費用保険金は次のとおりです。
修理費用保険金／臨時費用保険金／残存物取片付け費用保険金／失火見舞費用保険金
（注）それぞれの保険金の支払額は、保険契約証記載の保険金額または支払限度額が上限となります。

- ② 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）
この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害についても保険金はお支払いできません。また、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。上記のほか、次のような場合に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、修理費用保険金、臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金、失火見舞費用保険金）を支払いません。

- お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - お客様または被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その方が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
 - お客様または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - 保険金支払い対象事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
 - 万引き等によって生じた損害（万引き、その他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことにより生じた損害をいいます。）
 - 検品、梱卸しの際に発見された数量不足による損害（不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。）
 - お客様または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
 - 借用物件の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - 借用物件の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - 発酵または自然発熱の損害
 - 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- ③ この保険で、ご契約の対象とならないもの
- 船舶・航空機・自動車（自動三輪車および自動二輪車を

含み、原動機付自転車を除きます。）

- 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
 - 動物および植物等の生物
 - 看板（借用物件の内外に常設された看板、移動式の看板等をいいます。）
※保険の対象は、借用物件に収容され、被保険者が業務用として所有、使用または管理する商品および什器または備品等を対象としています。（個人の所有物【家財および個人の現金等】は保険の対象にはなりません。）
- (4) テナント賠償責任保険の補償内容
- ① 支払事由（保険金をお支払いする場合）
- 保険金をお支払いする事故は次のとおりです。詳細は普通保険約款でご確認ください。
- テナント借家人賠償責任保険
借用物件が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災または破裂爆発のいずれかに該当する事故により、滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が借用物件について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに損害賠償保険金を支払います。
 - テナント施設賠償責任保険
日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金を支払います。なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。
- ② 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）
- この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。
- テナント借家人賠償責任保険
当会社は、借用物件が次に掲げる事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客

- 様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）または指図
 - 借用物件の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行なった仕事による場合については、この限りではありません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - 被保険者と借用物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - 被保険者が借用物件を貸主に引き渡した後に発見された借用物件の損壊に起因する損害賠償責任
- テナント施設賠償責任保険
- 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - 被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任

- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 人または動物に対する診療、治療、看護、疫病の予防もしくは死体検案に起因する損害賠償責任
- 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売、鑑定、授与または授与の指示、および化粧または美容、理容に起因する損害賠償責任
- あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の業務に起因する損害賠償責任
- エレベーター、エスカレーター、動く歩道、航空機、船舶、自動車（原動力が専ら人力である場合を除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任および施設外における動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 業務を完了した後（業務の目的物の引き渡しを要するときは、引き渡した後）または業務を放棄した後、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任
- 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その

他有害な特性に起因する損害賠償責任

- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 石油物質が保険契約証に記載された借用物件から海、河川、湖沼、運河へ流失したことにより被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。
- 水の汚染による他人の財物の滅失、き損または汚損に対する賠償責任
- 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の頻出が低下したことに対する賠償責任
- 石油物質が保険契約証に記載された施設から流失し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出した否を問わず保険金を支払いません。

(5) テナント火災保険、テナント借家人賠償責任保険、テナント施設賠償責任保険共通引受条件

- ① この保険は、住居と併用の小売店舗物件に対しては契約できません。
- ② 契約者が、法人（個人事業主を含む）の場合は、1契約のみ契約が可能です。（複数契約はできません。）
- ③ 当社は、保険契約証記載の保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ ご契約いただきました保険期間内に、被保険者が同一である複数の契約を当社に申し込むことはできません。重複契約が判明した場合は、当該契約のうちいずれかの契約を無効とします。
- ⑤ 1回の事故により、テナント火災保険、テナント借家人賠償責任保険およびテナント施設賠償責任保険の損害または費用の額が1,000万円を超える場合は、1,000万円が限度となります。
- ⑥ 1回の事故により、火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。

(6) 引受条件（保険金額等）

この保険は、保険価額（保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常購入費用から損害発生時のまでの、耐用年数に対する経過年数によって生じる価格の減少を控除して算出します。）を基準に損害額を算出し、損害保険金

をお支払いします。

① ご契約いただく際には、次の点にご注意ください。

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、什器・備品等の評価額（保険価額）を目安に、その範囲内で保険金額をお決めください。
- 支払保険金の合計額は、保険契約証記載の保険金額が限度となります。
- 保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。
- ご契約いただきました保険期間内に、同一の借用物件内の什器・備品等を保険の対象とした複数の契約を当社に申し込むことはできません。重複が判明した場合は、当該契約のうちいずれかの契約を無効とします。
- この保険では、貴金属等（貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品。以下同様）は、明記しなくても自動的に保険の対象に含まれます。ただし、貴金属等の損害額が、1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円として保険金をお支払いします。

② テナント総合保険の引受禁止業種は以下のとおりとします。店舗併用住宅、保育園、託児所（学童保育を含む）、学童保育（未就学児童が含まれる場合は不可、含まれない場合のみ可）、図書館、博物館、宗教施設、福祉・介護施設、理・工学研究所、化学研究所、入れ墨（タトゥー、刺青）・ピアス等・身体に施術する店舗、大規模なエステティックサロン【ただし施術を伴わない小規模なものは可《例：ネイルサロン、フェイシャルエステ、ヒーリングサロン、エクステンション（まつげ等）サロン》】、コインランドリー、製造業（工場、作業所）、ホテル、旅館、建築作業員宿舎、ペットホテル【宿泊を伴わないペトリミングは契約可】、性風俗関連業、麻雀店、パチンコ店等、ゲームセンター、映画館、ビデオシアター、スポーツ施設（スポーツ教室・各種道場は事前に当社・代理店にお問合せください）、駐車場、駐輪場、ガソリンスタンド、L.P. ガススタンド、塗装販売業（看板書き業を含む）【塗料を取扱う建材店等は契約可】、火気類専門販売業、自動車・自動二輪車・自転車販売業、料理飲食店【飲食のための客席がない場合で、簡易製造による販売は契約可】、カラオケボックス、倉庫（人が常時出入りするものは可）※上記に記載されている業種以外でもご契約ができない業種がございます。詳しくは、代理店または当社までお問合せください。

3. 補償の開始時期

補償は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まり、終了日の午後12時に終わります。

※保険期間が始まった後であっても、代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険料の決定と払込方法

保険料は、保険金額、保険期間により決定されますので、詳しくは代理店または当社までお問い合わせください。

また、実際にご契約いただくお客様の保険料は、保険申込書でご確認いただき、ご契約時に一括でお支払いください。

5. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

6. 解約返戻金の有無

ご契約後、保険契約を解除される場合には当社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、お客様から解約の申し出日を起算日とした未経過期間に対し、日割りによって計算した保険料を返還します。詳しくは当社までお問い合わせください。

7. 法令等により注意喚起が必要な事項について

少額短期保険が引受けられる保険の要件

- (1) 保険契約を引受けている少額短期保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返戻金の支払金額が削減されることがあります。また、「損害保険契約保護機構」による保護、および保険業法第279条の3（保険契約移転等における資金援助）第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当いたしません。
- (2) 少額短期保険の引受期間は2年までとなっております。（保険業法施行規則第211条の30第3号イ）
- (3) 保険金額は1被保険者あたり1,000万円までとなります。ただし、低発生率保険を含むものがある場合には、2,000万円までとなります。（保険業法施行規則211条の30第3号ロ）

(4) 1契約者について引受ける全ての保険の被保険者の総数は100までとなります。

III. 重要事項説明書 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または当社までお問い合わせください。

1. クーリングオフについて

この保険は、営業または事業のためのご契約のため、クーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1) お客様または被保険者は、保険契約締結の際、保険申込書に記載する事項のうち、項目に☆印を付した保険契約にかかわる特に重要な事項（告知事項）について、正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。
- (2) ☆印の項目について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合はまたは事実と異なることを告げた場合には、当社はこの保険契約を解除する事があり、その場合、解除前に発生した損害についても保険金をお支払いしない場合があります。

3. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

- (1) お客様または被保険者には、ご契約後に契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく、当社にご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ① 保険の対象を収容する建物の用途を変更したこと
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと
 - ③ ①および②のほか告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

- ④ この保険契約と重複する保険契約を締結したとき
- (2) (1) の事実の発生によって、危険増加が生じた場合において、お客様または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、当会社はこの保険契約を解除する事があります。

4. 重大事由による解除

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することがあります。
- ① お客様または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③ ①および②のほか、お客様または被保険者が、この保険規約の存続を困難にさせる①および②と同程度の重大な事由を生じさせたこと
- (2) (1) による解除がなされた場合、(1) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。
- (3) お客様または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
- イ．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - ロ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ハ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - ニ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ホ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、お客様または被保険者が、(1) から (3) までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5. 補償の開始時期

補償は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まり、終了日の午後12時に終わります。

※保険期間が始まった後であっても、代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

6. 保険金をお支払できない主なもの(免責事由)

契約概要 2 テナント総合保険の補償内容(3)テナント火災保険②主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）、(4)テナント賠償責任保険の補償内容②主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）および普通保険約款に免責事由の明細が記載されていますので参照ください。

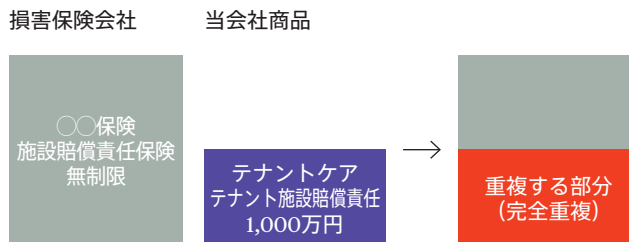
7. 保険料の払込猶予期間

普通保険約款・特約第 68 条（継続契約の保険料払込）継続契約の保険料の全額を当会社所定の払込期日までに保険料を払い込むものとします。

8. 補償重複に関して

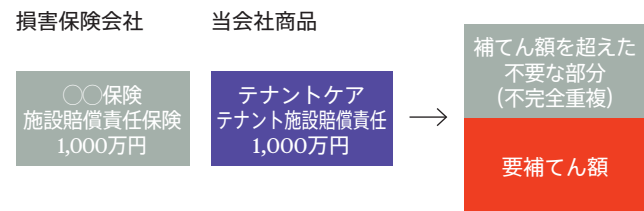
- (1) 補償重複とは
複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいいます。なお、補償内容が完全に同一となるケースだけでなく、一部が重複するケースも含まれます。
※同種の補償とは隣接業界も含めたものとなります。
- (2) 補償重複の主な例

例1 同一の補償（特約）がセットされている場合で、一方の補償が無制限の場合



重複した部分からの保険金は支払われないので、その分の保険料が無駄になる

例2 同一の補償（特約）がセットされている場合で、補償合計額が要補てん額を超える場合



2つの補償の合計額が補償金額となるが、要補てん額を超過した場合、その分の保険料は無駄になる

- (3) 補償重複となる可能性がある主な補償（特約）

保険種類	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約例
商品、什器・備品	テナント施設賠償責任	企業賠償責任保険
	テナント借家人倍償責任	

9. テナント火災保険の保険金額の調整

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、お客様および被保険者が善意で重大な過失がなかった場合には、お客様は当会社へ通知をもって、その超過部分について取り消す（保険始期日に遡って保険料の返還を請求する）ことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、お客様は、当会社への通知をもって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

10. 個人情報の取扱いについて

当会社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保する為に必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）について、以下のとおり取り扱います。
詳細は当会社ホームページ「プライバシーポリシー」(<https://www.chubb.com/chintai-jp/footer/privacy.html>)をご覧ください。

- (1) 主な利用目的について
- ① 当社が取り扱う保険の案内、募集および販売

- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - ③ 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - ④ 適正な保険金の支払
 - ⑤ 支払会社のグループ会社・提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内
 - ⑥ 新たな商品・サービスの開発、問合わせ・依頼等への対応
 - ⑦ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求（国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。）
 - ⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行する為の業務
- (2) 第三者への情報提供について
当会社は、次の場合を除き、ご本人の同意がなく第三者に個人データを提供しません。
- ① 法令に基づく場合
 - ② 当会社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - ③ 当会社のグループ会社・提携先企業、少額短期保険業者および損害保険会社等の間で共同利用を行う場合

11. 引受保険会社が経営破綻した場合

- (1) 保険契約を引受けている少額短期保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返戻金の支払金額が削減されることがあります。また、「損害保険契約保護機構」による保護、および保険業法第279条の3（保険契約移転等における資金援助）第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当いたしません。
- (2) 当会社が破産手続開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。
- (3) お客様が(2)の解除をしなかったときは、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

12. 支払時情報交換制度について

当会社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社

名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (http://www.shougakutanki.jp/) をご参照ください。

13. その他法令などにご注意いただきたい事項について

- 保険期間中において、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当会社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

14. その他 注意事項

- 事故にあわれた場合には、当会社の損害サービスセンターへもしも事故にあわれたら…ただちに、ご連絡ください。**
 - 0120-715-015 (サービス・ダイヤル)
 - 受付時間：年中無休・24時間受付なお、当会社が事故に対する初期対応等、受付以外の業務を行うのは、下記の時間帯に限らせていただきます。
営業時間：月～金 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く
- 当会社の保険に関して、ご相談・苦情・要望等のお問い合わせ**
保険の内容に関するご相談、ご不満、ご要望の申し出はお客様相談室が承ります。
 - 0120-103-083 (サービス・ダイヤル)
 - 受付時間：月～金 9:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く
- 保険契約に関するお問い合わせ・ご契約内容の変更、移転の場合のご連絡先**
保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更(契約者の変更はできません)、移転に伴う解約など、必ず契約者ご本人が、当会社窓口にご連絡ください。なお、保険契約の解約は、当会社に連絡をいただいた日以降が解約日となりますのでご注意ください。
 - 0120-103-083 (サービス・ダイヤル)
 - 受付時間：月～金 9:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く
- 一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)**
当会社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少

額短期保険協会が運営し、当会社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

- 0120-821-144 (フリーダイヤル)
- 受付時間：月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く

(5) 再保険に関して

当会社は、当会社が保有する保険契約について再保険の手配をしています。

※再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るために、引き受けられた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に移転させる保険のことをいいます。

(6) 損害保険料控除制度の廃止

平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止されました。この保険契約は、保険料控除制度の対象外です。

(7) 代理店の権限

代理店は、当会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険契約証兼領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当会社と直接契約されたものとなります。

(8) 先取特権(さきどりとっけん)

当会社がテナント借家人賠償責任保険金またはテナント施設賠償責任保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が当会社に対して有する保険金請求権(被保険者が支出した費用に対するものは除きます。)について先取特権を有します。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、当会社に対して保険金をご請求できます。このため、被保険者が保険金を請求できるのは、費用の支出に対する保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 被保険者の指図に基づいて、当会社から直接被害者に保険金を支払う場合

IV. テナントケア 普通保険約款・特約 目次

テナント総合保険 普通保険約款

第1章 総則	18
第1条 (用語の定義)	18
第2条 (保険責任の始期および終期)	18

第2章 テナント火災保険	18
第3条 (テナント火災保険の保険金を支払う場合)	18
第4条 (テナント火災保険の保険金を支払わない場合)	19
第5条 (テナント火災保険の対象の範囲)	19
第6条 (損害保険金の支払額)	19
第7条 (損害保険金の支払額・商品または什器等の盗難の場合)	19
第8条 (損害保険金の支払額・業務用の通貨の盗難の場合)	19
第9条 (修理費用保険金の支払額)	20
第10条 (臨時費用保険金の支払額)	20
第11条 (残存物取片付け費用保険金の支払額)	20
第12条 (失火見舞費用保険金の支払額)	20
第13条 (テナント火災保険の保険金の合計額)	20
第14条 (他の保険契約がある場合のテナント火災保険の保険金の支払額)	20
第15条 (テナント火災保険の事故の通知)	20
第16条 (テナント火災保険の保険金の請求)	20
第17条 (損害防止義務および損害防止費用)	20
第18条 (残存物および盗難品の帰属)	21

第3章 テナント借家人賠償責任保険	21
第19条 (テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合)	21
第20条 (テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払わない場合)	21
第21条 (テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲)	21
第22条 (テナント借家人賠償責任保険の保険金の支払額)	21
第23条 (テナント借家人賠償責任保険の事故発生時の義務)	21
第24条 (テナント借家人賠償責任保険の事故発生時の義務違反)	21
第25条 (テナント借家人賠償責任保険の損害賠償責任解決の特則)	22
第26条 (テナント借家人賠償責任保険の保険金の請求)	22
第27条 (他の保険契約がある場合のテナント借家人賠償責任保険の保険金の支払額)	22
第28条 (テナント借家人賠償責任保険の先取特権)	22
第29条 (テナント借家人賠償責任保険における損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整)	22
附則	22

第4章 テナント施設賠償責任保険	22
第30条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合)	22
第31条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合-その1)	23
第32条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合-その2)	23
第33条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合-その3)	23
第34条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合-その4)	23
第35条 (テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲)	23
第36条 (テナント施設賠償責任保険の保険金の支払額)	23
第37条 (テナント施設賠償責任保険の事故発生時の義務)	23
第38条 (テナント施設賠償責任保険の事故発生時の義務違反)	24
第39条 (テナント施設賠償責任保険の損害賠償責任解決の特則)	24
第40条 (テナント施設賠償責任保険の保険金の請求)	24
第41条 (他の保険契約がある場合のテナント施設賠償責任保険の保険金の支払額)	24
第42条 (テナント施設賠償責任保険の先取特権)	24

第43条 (テナント施設賠償責任保険における損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整)	25
附則	25

第5章 保険金の支払限度	25
第44条 (保険金の支払限度額)	25
第45条 (保険金の支払額に関する特則)	25

第6章 告知義務・通知義務	25
第46条 (告知義務)	25
第47条 (ご契約後の通知義務)	25
第48条 (お客様の住所変更)	26
第49条 (保険の対象の譲渡)	26
第50条 (保険契約の無効)	26
第51条 (保険契約の失効)	26
第52条 (保険契約の取消し)	26
第53条 (保険金額の調整)	26
第54条 (お客様による保険契約の解除)	26
第55条 (重大事由による解除)	26
第56条 (保険契約解除の効力)	26
第57条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合)	26
第58条 (保険料の返還・契約の無効または失効の場合)	26
第59条 (保険料の返還・取消の場合)	27
第60条 (保険料の返還・保険金額の調整の場合)	27
第61条 (保険料の返還・契約解除の場合)	27

第7章 一般条項	27
第62条 (評価人および裁定人)	27
第63条 (代位)	27
第64条 (保険金の支払時期)	27
第65条 (時効)	27
第66条 (保険金支払後の保険契約)	27
第67条 (保険契約の継続)	27
第68条 (継続契約の保険料払込)	28
第69条 (継続契約に適用される制度・料率等の見直し)	28
第70条 (保険料の増額または保険金額の減額および支払保険金の削減)	28
第71条 (共済契約の取扱い)	28
第72条 (弊社重複契約)	28
第73条 (お客様または被保険者が複数の場合の取扱い)	28
第74条 (訴訟の提起)	28
第75条 (準拠法)	28

別表1 第15条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額) 第1項関係	28
--------------------------------------	----

第1章 総則

第1条（用語の定義）

- この普通保険約款（以下「約款」といいます。）において使用される用語の定義は次のとおりとします。但し、別途定義のある場合は、この限りではありません。
 - 保険の対象
保険をつけた物をいいます。
 - 保険期間
保険契約証に記載された保険期間をいいます。
 - 火災保険金額
保険契約証に記載された、火災保険金額をいいます。
 - 賠償支払限度額
保険契約証に記載された、賠償支払限度額をいいます。
 - 弊社
この保険契約をお引受けする「Chubb 少額短期保険株式会社」をいいます。
 - お客様
保険契約証に記載された、保険契約者をいいます。
 - 被保険者
保険契約証に記載された、この保険の補償の対象となられる方をいいます。
 - 借入物件
険契約証記載の被保険者の借用する建物または戸室をいいます。
 - お客様の住所
保険契約証に記載のお客様の住所をいいます。
 - 保険金
損害保険金、修理費用保険金、臨時費用保険金、残存物取付け費用保険金、失火見舞費用保険金、損害賠償保険金をいいます。
 - 保険価額
損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
 - 1回の事故
発生原因が同一の事故をいいます。
 - 構内
同一人が占有する連続した敷地内をいい、連続した敷地であれば囲い、公道または河川が介在していても同じ構内とみなします。
 - 損害
消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
 - 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
 - 雪災
豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪こう水によって生じた事故を除きます。
 - 風災
台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水高潮等によって生じた事故を除きます。
 - 水災
台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
 - 継続契約
保険契約の保険期間の終期日の翌日午前0時を保険期間の始期日とする保険契約をいいます。
 - 給排水設備
建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
 - 暴動
群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - 騒じょうまたはこれに類似の集団行動
群集または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴

動にいたらないものをいいます。

- 乗車券等
鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。
- 貴金属等
貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
- 商品
被保険者が保有する、販売を目的とした品物、および原材料、仕掛品を言います。ただし、受託品は除きます。
- 石油物質
石油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール油等の石油類、およびそれらの物により誘導される化成品類、混合物、廃棄物、および残渣
- 業務
お客様が保険申込書に記載した業種に関して、継続的に行なう仕事をいいます。
- 第三者
お客様および被保険者以外の方をいいます。ただし、この保険契約が他人のためにする保険契約（被保険者がお客様と異なる場合をいいます。）の場合には、お客様は第三者とします。

第2条（保険責任の始期および終期）

- 弊社の保険責任は、保険契約証記載の保険期間の始期日の午前0時に始まり、終期日の午後12時に終わります。
- 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 弊社は、保険契約証記載の保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 テナント火災保険

第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）

- 弊社は、この約款に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
 - 火災
 - 落雷
 - 破裂または爆発
 - 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害を除きます。
 - 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
 - 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- 弊社は、この約款に従い、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって保険の対象について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金を支払います。
- 弊社は、この約款に従い、借入物件内における業務用の通貨の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、損害保険金を支払います。
- 弊社は、この約款に従い、借入物件に次の各号のいずれかに該当する事故により損害が生じた場合において、被保険者がその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、その借入物件を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借入物件の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。
 - 火災

- 落雷
- 破裂または爆発
- 借入物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害を除きます。
- 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の方が占有する住戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- 盗難（強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。）
- 弊社は、この約款に従い、第1項の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- 弊社は、この約款に従い、第1項の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用（取りこわし費用、取片付け清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片付け費用」といいます。）に対して、残存物取片付け費用保険金を支払います。
- 弊社は、この約款に従い、次に掲げる第1号の事故によって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。
 - 保険の対象または、保険の対象を収容する借入物件から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。）の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

第4条（テナント火災保険の保険金を支払わない場合）

- 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、修理費用保険金、臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金、失火見舞費用保険金）を支払いません。
 - お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - お客様または被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その方が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
 - お客様または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - 前条第1項の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - 保険の対象である動産が借入物件外にある間に生じた盗難
 - 万引き等による生じた損害（万引き、その他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことにより生じた損害をいいます。）
 - 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害（不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。）
 - お客様または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
- 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 - お客様、被保険者、借入物件の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - お客様、被保険者、借入物件の貸主が所有または運転する車両またはそ

の積載物の衝突または接触

- 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因のいかんを問わず前条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 弊社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 電氣的事故による炭化または溶融の損害
 - 発酵または自然発熱の損害
 - 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - 亀裂、変形その他これらに類似の損害

第5条（テナント火災保険の対象の範囲）

- この保険契約における保険の対象は、借入物件に収容され、被保険者が業務用として所有、使用または管理する商品および什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品）とします。
- 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - 船舶・航空機・自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、自動機付自転車を除きます。）
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
 - 動物および植物等の生物
 - 看板（借入物件の内外に常設された看板、移動式の看板等をいいます。）
- 建物と什器等の所有者が異なる場合において、量、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房その他の付属設備で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- 業務用の通貨に第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第3項の盗難による損害が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険価額および火災保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第6条（損害保険金の支払額）

- 弊社が第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第1項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
 - 保険の対象が貴金属等で、前項の損害の額が、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個、1組または1対について30万円を超えるとき、その損害の額は30万円を限度とします。
 - 弊社は、火災保険金額を限度とし、第1項および第2項の規定による損害の額を損害保険金として支払います。
- 第7条（損害保険金の支払額 - 商品または什器等の盗難の場合）**
- 第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第2項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
 - 保険の対象が貴金属等で、前項の損害の額が、1個、1組または1対について30万円を超える時、その損害の額は30万円を限度とします。
 - 弊社は、1回の事故につき1構内ごとに100万円を限度とし、第1項および第2項の規定による損害の額を損害保険金として支払います。ただし、商品においては50万円を限度とします。
 - 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。

第8条（損害保険金の支払額 - 業務用の通貨の盗難の場合）

- 第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第3項の業務用の通貨の盗難の場合には、弊社は、1回の事故につき、1構内ごと30万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第9条（修理費用保険金の支払額）

- 弊社は、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第4項の修理費用保険金として、借用物件を実際に修理した費用のうち、次の各号に掲げるもの以外の修理費用を支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。
 - 壁および床を除く、柱、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
 - 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用物件入居者の共同の利用に供せられるもの

第10条（臨時費用保険金の支払額）

- 弊社は、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第1項の損害保険金の10％に相当する額を、同条第5項の臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに20万円を限度とします。

第11条（残存物取片付け費用保険金の支払額）

- 弊社は、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第1項の損害保険金の10％に相当する額を限度とし、残存物取片付け費用の額を同条第6項の残存物取片付け費用保険金として支払います。

第12条（失火見舞費用保険金の支払額）

- 弊社は、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第7項の失火見舞費用保険金として、同項第2号の損害が生じた世帯または法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同項第1号の事故が生じた構内に所在する保険の対象の火災保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。）の20％に相当する額を限度とします。

第13条（テナント火災保険の保険金の合計額）

- 第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第1項から第3項までの損害または第4項から第7項までの費用に対して支払う各保険金の合計額は、1回の事故につき火災保険金額を限度とします。

第14条（他の保険契約がある場合のテナント火災保険の保険金の支払額）

- 他の保険契約（保険の対象と同一の構内に所在する被保険者所有の建物または商品ならびに什器等について締結された第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）の損害または費用を担保する他の保険契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払い限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、弊社は、次の各号に定める額を保険金として支払います。
 - 他の保険契約から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - 他の保険契約から保険金が支払われた場合支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- 第1項の場合において、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第5項の臨時費用保険金および第6項の残存物取片付け費用保険金につき他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、前項の規定を適用して算出した額とします。
- 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第1項の規定をおのおの別に適用します。

第15条（テナント火災保険の事故の通知）

- お客様または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知ったときは、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を弊社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 保険の対象について損害が生じたときは、弊社は、事故が生じた建物もしくは構内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時に移転することができます。
- お客様または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反したときは、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（テナント火災保険の保険金の請求）

- 弊社に対する保険金請求権は、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う

場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるとします。

- 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険契約証に添えて次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。

- 保険金の請求書
 - 損害見積書
 - 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - その他弊社が第64条（保険金の支払時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたもの
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求する事ができます。
 - 被保険者と同居または生計を共にする配偶者。（ただし、法律上の配偶者に限ります。）
 - 前号に規定する方がいない場合または前号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - 第1号および第2号に規定する方がいない場合または第1号および第2号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者（ただし、法律上の配偶者に限ります。）または第2号以外の3親等以内の親族
 - 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。

- 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- お客様または被保険者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（損害防止義務および損害防止費用）

- お客様または被保険者は、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- 前項の場合において、お客様または被保険者が、第3条（保険金を支払う場合）の損害のうち、火災、落雷、破裂または爆発に起因する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第4条（テナント火災保険の保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第57条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合）第4項の規定が適用されないときは、弊社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。
 - 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
 - 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- お客様および被保険者が故意または重大な過失によって第1項に規定する義務を履行しなかったときは、弊社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 第6条（損害保険金の支払額）、第14条（他の保険契約がある場合のテナント火災保険の保険金の支払額）第1項の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第14条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは（第17条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって弊

社が負担する費用の額）と読み替えるものとします。

- 第2項の場合において、弊社は、同項に規定する負担金と他の保険金との合計額が火災保険金額を超えるときでも、負担します。

第18条（残存物および盗難品の帰属）

- 弊社が第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金を支払ったときでも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、弊社がこれを取得する旨の意思表示をしないかぎり、弊社に移転しません。
- 盗取された保険の対象について、弊社が第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第2項の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収されたときは、第7条（損害保険金の支払額・商品および什器等の盗難の場合）第4項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- 盗取された保険の対象について、弊社が第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第2項の損害保険金を支払ったときは、その保険の対象の所有権その他の物権は、保険金の保険価額に対する割合によって、弊社に移転します。
- 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（第7条（損害保険金の支払額・商品および什器等の盗難の場合）第4項の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を弊社に支払って、その保険の対象の所有権を取得することができます。

第3章 テナント借家人賠償責任保険

第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）

- 弊社は、借用物件が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の各号のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、滅失、き損または汚損（以下「損壊」といいます。）した場合において、被保険者が借用物件について、その貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに損害賠償保険金を支払います。

- 火災
- 破裂または爆発

第20条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払わない場合）

- 弊社は、借用物件が次に掲げる事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）または指図
 - 借用物件の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行なった仕事については、この限りではありません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- 弊社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者と借用物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - 被保険者が借用物件を貸主に引き渡した後に見発された借用物件の損壊に起因する損害賠償責任

第21条（テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲）

- 弊社が支払うテナント借家人賠償責任保険の保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- 被保険者が第23条（テナント借家人賠償責任保険の事故発生時の義務）第1項第1号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- 第25条（テナント借家人賠償責任保険の損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第23条（テナント借家人賠償責任保険の事故発生時の義務）第1項第3号または第63条（代位）第3項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第22条（テナント借家人賠償責任保険の保険金の支払額）

- 弊社が、1回の事故につき支払うべきテナント借家人賠償責任保険の保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。ただし、次の各号の合計額が賠償支払限度額を超えるときは、賠償責任限度額を限度とします。

- 前条（テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲）第1項第1号に規定する損害賠償金の額。ただし、賠償支払限度額を限度とします。
- 前条（テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲）第1項第2号から第6号までに規定する費用。ただし、賠償支払限度額を限度とします。

第23条（テナント借家人賠償責任保険の事故発生時の義務）

- お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方は、第4条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければなりません。
 - 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること。
 - 次の事項を遅滞なく、書面で弊社に通知すること。
 - 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる方がある場合は、その方の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
 - 損害賠償請求を受けた場合には、あらかじめ弊社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - 損害賠償の請求については、訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく弊社に通知すること。
 - 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく弊社に通知すること。
 - 同条第1項第1号から第6号までのほか、弊社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また弊社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

第24条（テナント借家人賠償責任保険の事故発生時の義務違反）

- お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、弊社は、次の金額を差し引いて賠償損害保険金を支払います。
 - 前条第1項第1号に違反した場合は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - 前条第1項第2号または第5号から第7号までの規定に違反した場合は、それによって弊社が被った損害の額
 - 前条第1項第3号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることに

- よって取得することができたと認められる額
- (4) 前条第1項第3号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
2. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条第1項第2号もしくは第7号の書類に事実と異なる記載をし、またその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 25 条 (テナント借家人賠償責任保険の損害賠償責任解決の特則)

1. 弊社は、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、弊社の費用により、被保険者の同意を得て、損害賠償請求者からの損害賠償責任の解決に当たることができます。
2. 前項の場合には、被保険者は弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力しなければなりません。
3. 弊社は、次の各号いずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
- (1) 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任額が、保険証券記載の支払限度額を明らかに超える場合
- (2) 損害賠償請求者が、弊社と直接、折衝することに同意しない場合
- (3) 正当な理由がなく被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

第 26 条 (テナント借家人賠償責任保険の保険金の請求)

1. 弊社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求者との間で、判決が確定した時、または裁判上で和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
2. 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払を請求する場合は、保険契約証に添えて次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。
- (1) 保険金の請求書
- (2) 賠償責任補償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- (3) 賠償責任補償条項における対物事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じたものの価額を確認できる書類、修理費用等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
- (4) その他弊社が第 64 条（保険金の支払時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたもの
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者。（ただし、法律上の配偶者に限ります。）
- (2) 前号に規定する方がいない場合または前号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 第1号および第2号に規定する方がいない場合または第1号および第2号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者（ただし、法律上の配偶者に限ります。）または第2号以外の3親等以内の親族
4. 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。
5. 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
6. お客様または被保険者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによっ

て弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 27 条 (他の保険契約がある場合のテナント借家人賠償責任保険の保険金の支払額)

1. 他の保険契約等がある場合であっても、弊社は、この補償条項により支払うべき賠償損害保険金の額を支払います。
2. 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、弊社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ損害賠償保険金を支払います。
3. 前項の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責額を差し引いた額とします。

第 28 条 (テナント借家人賠償責任保険の先取特権)

1. 第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故にかかわる損害賠償請求者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権（第21条（テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）について先取特権を有します。
2. 弊社は、次の各号いずれかに該当する場合に、保険金の支払を行なうものとし、
- (1) 被保険者が、損害賠償請求者に対してその損害の賠償をした後に、弊社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
- (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合
- (3) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求者が第1項の先取特権を行使用したことにより、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合
- (4) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、弊社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求者が承諾したことにより、弊社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求者が承諾をした金額を限度とします。）
3. 保険金請求権（第21条（テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）は、損害賠償請求者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（第21条（テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）を質権の目的とし、または第2項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし第2項第1号または第4号の規定により被保険者が弊社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 29 条 (テナント借家人賠償責任保険における損害賠償請求者の権利と権利の調整)

1. 保険契約証記載の支払限度額が、前条第2項第2号または第3号の規定により損害賠償請求者に対して支払われる保険金と被保険者が第21条（テナント借家人賠償責任保険の支払保険金の範囲）の規定により弊社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、弊社は被保険者に対する損害賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求者に対する保険金の支払を行うものとします。

附則

1. 第28条（テナント借家人賠償責任保険の先取特権）第1項および第2項の規定ならびに第29条（テナント借家人賠償責任保険における損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
2. 第28条（テナント借家人賠償責任保険の先取特権）第3項の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。）を目的とする質権を設定もしくは差し押さえがされた場合に適用します。

第4章 テナント施設賠償責任保険

第 30 条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合)

1. 弊社は、被保険者が日本国内において発生した次に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害（この条項においては傷害、疾病、後遺障害または死亡を

いいます。）または財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「財物の損壊」といいます。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この条項に従い、損害賠償保険金を支払います。

- (1) 被保険者の借用物件の使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 業務の遂行（借用物件以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

第 31 条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合 - その 1)

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

第 32 条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合 - その 2)

1. 弊社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (2) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任
- (4) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (5) 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）に起因する損害賠償責任
- (6) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (7) 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (8) 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任

第 33 条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合 - その 3)

1. 弊社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- (2) 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- (3) 人または動物に対する診療、治療、看護、疫病の予防もしくは死体検案に起因する損害賠償責任
- (4) 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売、鑑定、授与または授与の指示、および化粧または美容、理容に起因する損害賠償責任
- (5) あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の業務に起因する損害賠償責任
- (6) エレベーター、エスカレーター、動く歩道、航空機、船舶、自動車（原動力が専ら人力である場合を除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任および施設外における動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (7) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- (8) 業務を完了した後（業務の目的物の引き渡しを要するときは、引き渡した後）または業務を放棄した後に、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任

- (9) 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任

- (10) 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他有害な特性に起因する損害賠償責任
- (11) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (12) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

第 34 条 (テナント施設賠償責任保険の保険金を支払わない場合 - その 4)

1. 弊社は、石油物質が保険契約証に記載された借用物件から海、河川、湖沼、運河（以下「公共水域」といいます。）へ流失したことににより被保険者が次の各号の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 水の汚染による他人の財物の滅失、き損または汚損に対する賠償責任
- (2) 水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の頻出が低下したことにに対する賠償責任

2. 弊社は、石油物質が保険契約証に記載された施設から流失し、公共水域の水を汚染しまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収取、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出した否を問わず保険金を支払いません。

第 35 条 (テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲)

1. 弊社が支払うテナント施設賠償責任保険の保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限り、
- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとし、
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第37条（テナント施設賠償責任保険の事故発生時の義務）第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (5) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- (6) 第39条（テナント施設賠償責任保険の損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第37条（テナント施設賠償責任保険の事故発生時の義務）第1項第2号または第63条（代位）第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第 36 条 (テナント施設賠償責任保険の保険金の支払額)

1. 弊社が、1回の事故につき支払うべきテナント施設賠償責任保険の保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。ただし、次の各号の合計額が賠償支払限度額を超えるときは、賠償責任限度額を限度とします。
- (1) 前条（テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲）第1項第1号に規定する損害賠償金。ただし、賠償支払限度額を限度とします。
- (2) 前条（テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲）第1項第2号から第7号に規定する費用。ただし、賠償支払限度額を限度とします。

第 37 条 (テナント施設賠償責任保険の事故発生時の義務)

1. お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方は、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければなりません。
- (1) 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること。
- (2) 次の事項を遅滞なく、書面で弊社に通知すること。
- イ. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

ロ。事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる方がある場合は、その方の住所および氏名または名称

ハ。損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(3) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。

(4) 損害賠償請求を受けた場合には、あらかじめ弊社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

(5) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく弊社に通知すること。

(6) 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく弊社に通知すること。

(7) 第1項から第6項までのほか、弊社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また弊社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

第38条（テナント施設賠償責任保険の事故発生時の義務違反）

1. お客様、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、弊社は、次の金額を差し引いて賠償損害保険金を支払います。

(1) 前条第1項第1号に違反した場合は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

(2) 前条第1項第2号または第5号から第7号までの規定に違反した場合は、それによって弊社が被った損害の額

(3) 前条第1項第3号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額

(4) 前条第1項第4号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

2. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく前条第2項もしくは第7項の書類に事実と異なる記載をし、またその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第39条（テナント施設賠償責任保険の損害賠償責任解決の特則）

1. 弊社は、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、弊社の費用により、被保険者の同意を得て、損害賠償請求者からの損害賠償責任の解決に当たることができず。

2. 前項の場合には、被保険者は弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力しなければなりません。

3. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。

(1) 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任額が、保険証券記載の支払限度額を明らかに超える場合

(2) 損害賠償請求者が、弊社と直接、折衝することに同意しない場合

(3) 正当な理由がなく被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

第40条（テナント施設賠償責任保険の保険金の請求）

1. 弊社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求者との間で、判決が確定した時、または裁判上で和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

2. 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払を請求する場合は、保険契約証に添えて次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。

(1) 保険金の請求書

(2) 賠償責任補償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

(3) 賠償責任補償条項における被認事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じたものの価額を確認できる書類、修理費用等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

(4) その他弊社が第12条（保険金の支払時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたもの

3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合はで、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（ただし、法律上の配偶者に限ります。）

(2) 前号に規定する方がいない場合または前号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

(3) 第1号および第2号に規定する方がいない場合または第1号および第2号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者（ただし、法律上の配偶者に限ります。）または第2号以外の3親等以内の親族

4. 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。

5. 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6. お客様または被保険者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第41条（他の保険契約がある場合のテナント施設賠償責任保険の保険金の支払額）

1. 他の保険契約等がある場合であっても、弊社は、この補償条項により支払うべき賠償損害保険金の額を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、弊社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ損害賠償保険金を支払います。

3. 前項の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責額を差し引いた額とします。

第42条（テナント施設賠償責任保険の先取特権）

1. 第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故にかかわる損害賠償請求者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権（第35条（テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）について先取特権を有します。

2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行なうものとしす。

(1) 被保険者が、損害賠償請求者に対してその損害の賠償をした後に、弊社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合

(3) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求者が第1項の先取特権を行使したことにより、弊社から直接、損害賠償請求者に支払う場合

(4) 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、弊社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求者が承諾したことにより、弊社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求者が承諾をした金額を限度とします。）

3. 保険金請求権（第35条（テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）は、損害賠償請求者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（第35条（テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権は除きます。）を質権の目的とし、または第2項第3号を場合を除いて差し押さえることはできません。ただし第2項第1号または第4号の規定により被保険者が弊社

に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第43条（テナント施設賠償責任保険における損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整）

1. 保険契約証記載の支払限度額が、前条第2項第2号または第3号の規定により損害賠償請求者に対して支払われる保険金と被保険者が第35条（テナント施設賠償責任保険の支払保険金の範囲）の規定により弊社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、弊社は被保険者に対する損害賠償保険金の支払に先立って損害賠償請求者に対する保険金の支払を行うものとしす。

附則

1. 第42条（テナント施設賠償責任保険の先取特権）第1項および第2項の規定ならびに第43条（テナント施設賠償責任保険における損害賠償請求者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

2. 第42条（テナント施設賠償責任保険の先取特権）第3項の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。）を目的とする質権を設定もしくは差し押さえがされた場合に適用します。

第5章 保険金の支払限度

第44条（保険金の支払限度額）

1. 弊社は、1回の事故（発生原因が同一の事故をいいます。以下、同様とします。）による第2章テナント火災保険、第3章テナント借家人賠償責任保険および第4章テナント施設賠償責任保険に基づき支払う保険金の合計額は、各章の規定にかかわらず、1,000万円を限度とします。

第45条（保険金の支払額に関する特則）

1. 1回の事故による第2章テナント火災保険、第3章テナント借家人賠償責任保険および第4章テナント施設賠償責任保険の損害の額が1,000万円を超える場合は、賠償責任保険の保険金を優先して支払います。

第6章 告知義務・通知義務

第46条（告知義務）

1. お客様もしくは被保険者になる方またはこれらの方の代理人は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性を言います。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書に記載事項とすることによって弊社が告知を求めたもの（他の保険契約に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、弊会社に事実を正確に告げなければなりません。

2. 弊社は、保険契約締結の際、お客様、被保険者またはこれらの方の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除する事ができます。

3. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 前項に規定する事実がなくなった場合

(2) 弊社が保険契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

(3) お客様または被保険者が、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、弊社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとしす。

(4) 弊社が前項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結から5年を経過した場合。

4. 第2項の規定による解除が第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。この規定は、第56条（保険契約解除の効力）の規定とはかかりありません。

5. 前項の規定は、第2項の事実に基づかず発生した第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第47条（ご契約後の通知義務）

1. 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、お客様または被保険者は、遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、弊社への通知の必要はありません。

(1) 借用物件の用途または業種を変更したこと。

(2) 保険の対象を収容する建物を増改築したこと。

(3) 保険の対象を他の場所に移転したこと。

(4) 前3号のほか、保険契約申込書または保険契約証に記載された告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に弊社が交付する書面等においてこの条件の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。

(5) この保険契約と重複する保険契約を締結したとき

2. 弊社は、お客様または被保険者が前項の事実が発生しているにもかかわらず、前項の手続きを怠った場合には、前項の事実が発生した時または、お客様もしくは被保険者がその発生の事実を知ったときから弊社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、お客様が前項の手続きを行ったとしても、弊社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払います。

3. 第1項の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になる事をいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の通知をしなかったときは、弊社は、お客様に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

4. 前項の規定は、弊社が、同項の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

5. 第3項の規定による解除が第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第56条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。

6. 前項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

7. 第3項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

8. 前項の規定による解除が第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した

後になされた場合であっても、第36条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険の増加が生じたときから解除がなされた時までに発生した第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。

第48条（お客様の住所変更）

1. お客様が保険契約証記載の住所または通知先を変更した場合は、お客様は、遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。

第49条（保険の対象の譲渡）

1. 保険契約締結後、被保険者が保険の対象の全部を譲渡する場合には、お客様または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を弊社に通知しなければなりません。

2. 保険の対象の全部が譲渡された時に、この保険は失効します。

第50条（保険契約の無効）

1. 保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。
 - (1) お客様または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。
 - (2) お客様がまたはその代理人が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したとき。

第51条（保険契約の失効）

1. 保険契約締結後の後、次の各号いずれかに該当する場合には、その事実が発生したときに保険契約は、その効力を失います。
 - (1) 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第66条（保険金支払後の保険契約）第1項の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - (2) 保険の対象の全部が譲渡された場合
 - (3) 保険の対象の全部を他の場所に移転した場合

第52条（保険契約の取消し）

1. お客様、被保険者またはこれらの方の代理人の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合に、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第53条（保険金額の調整）

1. 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、お客様、被保険者およびこれらの方の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、お客様は、弊社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
2. 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、お客様は、弊社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求する事ができます。

第54条（お客様による保険契約の解除）

1. お客様は、弊社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する事ができます。ただし保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第55条（重大事由による解除）

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する事ができます。
 - (1) お客様または被保険者が、弊社がこの保険契約に基づき保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行なおうとしたこと。
 - (3) お客様または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
 - イ. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - ロ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ハ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - ニ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

ホ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、お客様または被保険者が、第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に弊社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後に前項の規定による解除がなされた場合であっても、同項各号の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。この規定は、次条の規定とはかわりありません。

3. お客様または被保険者が第1項第3号イ. からホ. までのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、第2項の規定は、次の損害については適用しません。

- (1) 第1項第3号イ. からホ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- (2) 第1項第3号イ. からホ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第56条（保険契約解除の効力）

1. 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第57条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合）

1. 46条（告知義務）第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

2. 第47条（ご契約後の通知義務）第1項により危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前と変更後の保険料との差額を、危険の増加または危険の減少が生じた時以降の期間（お客様または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少の生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

3. 弊社は、お客様が第1項または第2項の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する事ができます。

4. 第1項または第2項の規定により追加保険料を請求する場合において、前項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。

5. 第4項の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

6. 第1項および第2項のほか、保険契約締結の後、お客様が書面をもって保険契約の条件の変更を弊社に通知し、承認の請求を行い、弊社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。

7. 前項の規定による追加保険料を請求する場合において、弊社の請求に対して、お客様がその支払を怠ったときは、弊社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第58条（保険料の返還・契約の無効または失効の場合）

1. 第50条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、弊社は、保険料を返還しません。

2. 第51条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合には、弊社は、未經過期間に対して日割りをもって計算した保険料を返還します。

第59条（保険料の返還・取消の場合）

1. 第52条（保険契約の取消し）の規定により、弊社が保険契約を取り消した場合に、弊社は、保険料を返還しません。

第60条（保険料の返還・保険金額の調整の場合）

1. 第53条（保険金額の調整）第1項の規定により、お客様がこの保険契約を取り消した場合に、弊社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

2. 第53条（保険金額の調整）第2項の規定により、お客様が保険金額の減額を請求した場合には、弊社は、既に払い込まれた保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料から当該保険料につき既経過期間に対し日割りをもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第61条（保険料の返還・契約解除の場合）

1. 第46条（告知義務）第2項、第47条（ご契約後の通知義務）第3項もしくは第7項、第55条（重大事由による解除）第1項または第57条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合）第3項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、弊社は、未經過期間に対し日割りをもって計算した保険料を返還します。

2. 第54条（保険契約契約者による保険契約の解除）の規定により、お客様が保険契約を解除したときには、弊社は、未經過期間に対し日割りをもって計算した保険料を返還します。

第7章 一般条項

第62条（評価人および裁定人）

1. 保険価額または損害の額について、弊社とお客様、被保険者または保険金を受け取るべき方との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

第63条（代位）

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場において、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし移転するのは、次の各号の額を限度とします。

- (1) 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- (2) 前号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2. 前項第2号の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. お客様および被保険者は、弊社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。

第64条（保険金の支払時期）

1. 弊社は、被保険者が第16条（テナント火災保険の保険金の請求）第2項および第3項、第26条（テナント借家人賠償責任保険の保険金の請求）第2項および第3項および第40条（テナント施設賠償責任保険の保険金の請求）第2項および第3項の手続きを完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、

事故発生の状況、損害発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために必要な事項

2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて、次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき期間を被保険者に対して通知するものとします。

- (1) 前条第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- (4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外の調査 180日

3. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、お客様または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行なわなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

4. 弊社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払します。

5. 保険法施行前に締結した保険契約において第3条（保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の事故が保険法施行日以降に発生した場合には、前項の規定を適用します。

第65条（時効）

1. 保険金請求権は、第16条（テナント火災保険の保険金の請求）第1項、第26条（テナント借家人賠償責任保険の保険金の請求）第1項および第40条（テナント施設賠償責任保険の保険金の請求）第1項に定めるときの翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第66条（保険金支払後の保険契約）

1. 第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第1項の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額に達したときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

2. 前項の場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

3. 第1項の規定により、保険契約が終了した場合には、弊社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第67条（保険契約の継続）

1. 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。）に、保険契約申込書に記載した事項および保険契約証に記載された事項に変更があったときには、お客様または被保険者またはこれらの代理人は、書面をもってこれを弊社に告げなければなりません。この場合の告知については、第46条（告知義務）の規定を適用します。

2. 保険契約の継続の場合には、新たに保険契約証を発行しないで、従前の保険契約証と保険契約継続証をもってこれに代える事ができるものとします。
3. 第2条（保険責任の始期および終期）第3項の規定は、継続保険契約の保険料についてもこれを適用します。

第68条（継続契約の保険料払込）

1. お客様は、継続契約の保険料の全額を、弊社所定の払込期日までに払い込むものとします。

第69条（継続契約に適用される制度・料率等の見直し）

1. 弊社は、第67条（保険契約の継続）第1項により、お客様に継続契約にかかる通知を行うに際し、本普通保険約款、保険契約引き受けに関する制度および保険料料率（以下、「制度・料率」といいます。）の見直しを行うことがあります。
2. 弊社は、前項の見直しを行なった場合には、満期更新通知書にその旨を記載する事により、お客様に通知します。また、その場合は見直しが行なわれた制度・料率等を継続契約の始期日から適用します。
3. 弊社は、第67条（保険契約の継続）第1項の規定にかかわらず、保険金支払事由の著しい増加等により、継続契約の引き受けが困難となった場合には、お客様に対する書面での通知により保険契約の継続をお断りすることがあります。

第70条（保険料の増額または保険金額の減額および支払保険金の削減）

1. 弊社は、保険期間中において、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、弊社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 弊社は、保険金の支払事由に該当するにも拘らず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 弊社は、保険料の増額または保険金額減額、保険金の削減払いを行う場合は、お客様に書面により通知します。

第71条（共済契約の取扱い）

1. 第14条（他の保険契約がある場合のテナント火災保険の保険金の支払額）、第27条（他の保険契約がある場合のテナント借家人賠償責任保険の保険金の支払額）、第41条（他の保険契約がある場合のテナント施設賠償責任保険の保険金の支払額）、第46条（告知義務）第1項、または第64条（保険金の支払時期）第1項の規定の適用については、第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）、第19条（テナント借家人賠償責任保険の保険金を支払う場合）、第30条（テナント施設賠償責任保険の保険金を支払う場合）の損害を補償する共済契約は、これを保険契約にふくめるものとします。

第72条（弊社重複契約）

1. お客様は、被保険者を同一とし、保険期間の全部または一部が重なる複数の保険契約を弊社に申し込むこと（以下、「弊社重複契約」といいます。）はできません。
2. 弊社重複契約が生じた場合、当該契約のうちいずれかの契約を無効とします。
3. 前項において、無効となった保険契約については、領収した保険料全額をお客様に返還します。
4. 弊社は、第2項の規定により無効となった保険契約について、すでに、保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第73条（お客様または被保険者が複数の場合の取扱い）

1. この保険契約について、お客様または被保険者が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他のお客様または被保険者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、お客様または被保険者の中の1名に対して行う弊社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
3. お客様または被保険者が2名以上である場合には、おのおのお客様または被保険者は連帯してこの契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第74条（訴訟の提起）

1. この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第75条（準拠法）

1. この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第15条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額） 第1項関係

保険金の種類		支払限度額
1	第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第1項の保険金	損害の額
2	第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第2項の盗難による保険金	1回の事故につき1構内ごとに100万円（他の保険契約に限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
3	第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第3項の通貨盗難の保険金	1回の事故につき1構内ごとに30万円（他の保険契約に限度額が30万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
4	第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第4項の修理費用保険金	1回の事故につき、100万円（他の保険契約に限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
5	第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第5項の臨時費用保険金	1回の事故につき、1構内20万円（他の保険契約に限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
6	第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第6項の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片付け費用の額
7	第3条（テナント火災保険の保険金を支払う場合）第7項の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯数を乗じた額